



# 熊本県公報

号外 第 5 8 号

平成 26 年 12 月 2 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

○衆議院議員総選挙における選挙長の事務を行う場所……………	(選挙管理委員会)	1
○ポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日……………	( 〃 )	1
○選挙長及び選挙長職務代理人……………	( 〃 )	2
○選挙分会長及び選挙分会長職務代理人……………	( 〃 )	2
○審査分会長及び審査分会長職務代理人……………	( 〃 )	2
○選挙会の場所及び日時……………	( 〃 )	2
○選挙分会の場所及び日時……………	( 〃 )	3
○審査分会の場所及び日時……………	( 〃 )	3
○選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高 限度額……………	( 〃 )	3
○名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び 日時……………	( 〃 )	4
○政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	( 〃 )	4
○小選挙区選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 ……………	( 〃 )	4
○比例代表選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 ……………	( 〃 )	4
○投票用紙の様式……………	( 〃 )	4
○熊本県第 1 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 ……………	(熊本県第 1 区選挙長)	7
○熊本県第 2 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 ……………	(熊本県第 2 区選挙長)	7
○熊本県第 3 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 ……………	(熊本県第 3 区選挙長)	7
○熊本県第 4 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 ……………	(熊本県第 4 区選挙長)	7
○熊本県第 5 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 ……………	(熊本県第 5 区選挙長)	7
○熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時 ……………	(熊本県選挙分長)	7

### 登 載 依 頼

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 4 2 号

平成 26 年 1 2 月 1 4 日執行の衆議院議員総選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 26 年 1 2 月 2 日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会室(熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁本館 3 階)  
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付に関する事務は、熊本県庁行政棟本館地下大会議室で行う。

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 4 3 号

公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)第 1 4 4 条の 2 第 5 項の規定に基づき平成 2 6 年 1 2 月 1 4 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成 26 年 1 2 月 2 日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

平成 26 年 1 2 月 2 日

**熊本県選挙管理委員会告示第44号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。  
平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

選挙区	選 挙 長		選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区	熊本県熊本市中央区新大江1-3-1	松永 榮治	熊本県熊本市南区御幸木部2-10-5	角田 岩男
第2区	熊本県熊本市南区御幸木部2-10-5	角田 岩男	熊本県熊本市東区山ノ内四丁目1番30号	内村 公春
第3区	熊本県熊本市東区山ノ内四丁目1番30号	内村 公春	熊本県熊本市中央区水前寺公園25番46号	世良喜久子
第4区	熊本県熊本市中央区水前寺公園25番46号	世良喜久子	熊本県熊本市中央区船場町3丁目36-1-702号	原 悟
第5区	熊本県熊本市中央区船場町3丁目36-1-702号	原 悟	熊本県熊本市中央区新大江1-3-1	松永 榮治

**熊本県選挙管理委員会告示第45号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において熊本県選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。  
平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊 本 県 選 挙 分 会 長		選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市中央区新大江1-3-1	松永 榮治	熊本県熊本市南区御幸木部2-10-5	角田 岩男

**熊本県選挙管理委員会告示第46号**

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項の規定に基づき平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査において熊本県審査分会長及び審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。  
平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊 本 県 審 査 分 会 長		審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市中央区新大江1-3-1	松永 榮治	熊本県熊本市南区御幸木部2-10-5	角田 岩男

**熊本県選挙管理委員会告示第47号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。  
平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

選挙区	場 所	日 時
第1区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階人材研修室	平成26年12月17日 午後1時30分
第2区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号	平成26年12月17日

	熊本県庁行政棟新館8階人材研修室	午後1時45分
第3区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階人材研修室	平成26年12月17日 午後2時00分
第4区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階人材研修室	平成26年12月17日 午後2時15分
第5区	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階人材研修室	平成26年12月17日 午後2時30分

熊本県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項及び同法第78条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

場 所	日 時
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階人材研修室	平成26年12月17日 午後1時15分

熊本県選挙管理委員会告示第49号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第1項及び同条第5項の規定に基づき平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

場 所	日 時
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階人材研修室	平成26年12月17日 午後1時

熊本県選挙管理委員会告示第50号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
  - ニ 宿泊料 （食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
  - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
  - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
  - イ 基本日額 10,000円
  - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1のイ、ロ及びハに掲げる額
  - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
  - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
  - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
  - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円

**熊本県選挙管理委員会告示第51号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所における掲示及び投票所内の適当な箇所における掲示をする場合の掲示の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成26年12月2日 午後6時

**熊本県選挙管理委員会告示第52号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成26年12月2日 午後6時15分

**熊本県選挙管理委員会告示第53号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成26年12月2日 午後6時30分

**熊本県選挙管理委員会告示第54号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき者の順位等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成26年12月5日 午後6時

**熊本県選挙管理委員会告示第55号**

公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第5条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第3項の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成26年12月2日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

- 1 小選挙区選出議員選挙

こうほしやしめい  
候補者氏名

Blank area for candidate names.

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

○注 意

第四十七回衆議院  
小選挙区選出議員選挙投票

熊本県選  
挙管理委  
員会之印

備 考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、オレンジ色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。



備 考

- 1 規格は、縦9センチメートル、横13センチメートルとする。
- 2 紙の色は、空色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第1区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第1区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

- 平成26年12月2日 衆議院小選挙区選出議員選挙 熊本県第1区選挙長 松 永 榮 治
- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
  - 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第2区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第2区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

- 平成26年12月2日 衆議院小選挙区選出議員選挙 熊本県第2区選挙長 角 田 岩 男
- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
  - 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時35分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第3区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第3区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

- 平成26年12月2日 衆議院小選挙区選出議員選挙 熊本県第3区選挙長 内 村 公 春
- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
  - 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時40分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第4区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第4区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

- 平成26年12月2日 衆議院小選挙区選出議員選挙 熊本県第4区選挙長 世 良 喜 久 子
- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
  - 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時45分

衆議院小選挙区選出議員選挙熊本県第5区選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の熊本県第5区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

- 平成26年12月2日 衆議院小選挙区選出議員選挙 熊本県第5区選挙長 原 悟
- 1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
  - 2 日 時 平成26年12月11日 午後5時50分

衆議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成26年12月2日

1	場 所	衆議院比例代表選出議員選挙 熊本県選挙分会長 松 永 榮 治 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
2	日 時	熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室 平成26年12月11日 午後5時55分